

山口市諸経費調整取扱要領

1 目的

この要領は、山口市が発注する土木工事の予定価格の積算にあたり、諸経費調整を行う場合の取扱いを定める。

2 調整の対象となる工事

- (1) 現工事と密接な関連がある工事で、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により随意契約を行うもののうち、現に履行中の契約相手方以外の者に履行させることが不利である工事を対象とする。
なお、現工事と密接な関連がある工事とは、工期（現工事の工期末日と追加工事の見積依頼日）及び施工延長が重複または連続している工事をいう。
- (2) 調整対象となる現工事が繰越工事又は債務工事の場合は、全体工事を対象として調整する。
- (3) 現工事が他官庁の工事の場合は、諸経費調整は行わない。
- (4) 共同企業体（JV）とその共同企業体（JV）の一構成員との諸経費調整は行わない。

3 調整方法

- (1) 調整の対象となる現工事の設計金額は、当該追加工事が発注される時点のものとし、その後現工事の設計金額に設計変更が生じた場合でも調整対象現工事の設計金額の変更は行わない額で調整するものとする。
- (2) 前記（1）に該当する工事のうち次に示す異種の工事の取扱いは下記のとおりとする。

ア 異種の工事とは下表のA～Iに区分される工事種別の異なる工事をいう。

工事種別	国土交通省直轄工事の競争参加資格者名簿による種別（表-1）
A	一般土木工事、法面処理工事、グラウト工事、河川しゅんせつ工事、杭打工事、アスファルト舗装工事、セメント・コンクリート舗装工事
B	鋼橋上部工事、機械設備工事
C	プレストレスト・コンクリート工事
D	電気設備工事、通信設備工事、受変電設備工事
E	建築工事、木造建築工事、プレハブ建築工事
F	維持修繕工事、塗装工事
G	造園工事
H	さく井工事
I	暖冷房衛生設備工事

イ 積算体系が同一（一般管理費率が同じもの）の異種の工事は次により調整する。

- (ア) 現場管理費については調整しない。

- (イ) 一般管理費等については調整する。
- ウ 積算体系が異なる異種の工事は調整しない。

4 共通仮設費の調整計算の方法

(1) 積上げ計算部分

- ア 運搬費
実態に合わせ調整する。
- イ 事業損失防止施設費
実態に合わせ調整する。
- ウ 安全費
実態に合わせ調整する。
- エ 技術管理費
実態に合わせ調整する。
- オ 営繕費
実態に合わせ調整する。
- カ その他共通仮設費
実態に合わせ調整する。

(2) 率計算部分

- ア 工種の適用
現工事と当該追加工事で工種が異なる場合は、現工事と当該追加工事の対象額の合計額に相当するその「主たる工種」の率を適用する。

(3) 調整計算の方法

現工事と当該追加工事の共通仮設費対象額を合算したもので率を算出し、各々の共通仮設費を求め、現工事の共通仮設費を控除したものの範囲内とする。

調整の一般式は次のとおりとする。

- ア 調整の一般式は次のとおりとする。

$$A \leq (D \times \gamma 1) - B \times \gamma 2$$

A：当該追加工事の共通仮設費

B：現工事の対象額

D：合算工事の対象額

$\gamma 1$ ：Dに相当する主たる工種の共通仮設費率

$\gamma 2$ ：Bに相当する現工事の工種の共通仮設費率

ただし、前記計算の場合にあってAが負数になる場合は零額とみなし、追加工事に関する共通仮設費は計上しない。

また、Aが当該追加工事単独で積算された所要額よりも大きい場合は当該所要額とする。

- イ 施工地域を考慮した補正係数が適用されている場合の一般式は次のとおりとする。
なお、除雪工事で現場事務所、労働者宿舎、倉庫を貸与する場合の共通仮設費の調整

計算も同様である。

$$A \leq (D \times \beta 1) - B \times \beta 2$$

A：当該追加工事の共通仮設費

B：現工事の対象額

C：当該追加工事の対象額

D：合算工事の対象額

$\beta 1 = \beta ① \times S r ①$ ：Dに相当する主たる工種の補正後の共通仮設費率（%）

なお、補正後の共通仮設費率の値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

$\beta ①$ ：Dに相当する主たる工種の補正前の共通仮設費率

ただし、現工事と追加工事の補正係数が異なる場合はBとCの加重平均による補正係数とする。

$$S r ① = \frac{B \times S r ② + C \times S r ③}{B + C}$$

$S r ①$ ：(B+C)に相当する主たる工種の補正係数

$S r ②$ ：Bに相当する現工事の工種の補正係数

$S r ③$ ：Cに相当する当該追加工事の工種の補正係数

なお、加重平均した補正係数値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

$\beta 2 = \beta ② \times S r ②$ ：Bに相当する現工事の工種の補正後の共通仮設費率（%）

なお、補正後の共通仮設費率の値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

$\beta ②$ ：Bに相当する現工事の工種の補正前の共通仮設費率

ただし、前記計算の場合にあってAが負数になる場合は零額とみなし、追加工事に関する共通仮設費は計上しない。

また、Aが当該追加工事単独で積算された所要額よりも大きい場合は当該所要額とする。

(4) 現場環境改善等費（仮設関係、安全関係、営繕関係）

ア 積上げ計算部分

実態に合わせ調整する。

イ 調整計算の方法（率計算部分）

(ア) 現工事及び追加工事とも現場環境改善等費の場合

$$A \leq D \times \gamma 1 - B \times \gamma 2$$

A：当該追加工事の現場環境改善等費

B：現工事の対象額

D：合算工事の対象額

$\gamma 1$: Dに相当する現場環境改善等費

$\gamma 2$: Bに相当する現工事の現場環境改善等費

ただし、前記計算の場合にあってAが負数になる場合は零額とみなし、追加工事に関する現場環境改善等費は計上しない。

また、Aが当該追加工事単独で積算された所要額よりも大きい場合は当該所要額とする。

(イ) 追加工事のみが現場環境改善等費の対象工事の場合
追加工事の単独計算

5 現場管理費の調整計算の方法

(1) 工種の適用

現工事と当該追加工事で工種が異なる場合は、現工事と当該追加工事の純工事費の合計額に対するその「主たる工種」(それぞれ純工事費の大きい方の工種)の現場管理費率を適用する。

(2) 調整計算の方法

現工事と当該追加工事の純工事費を合算したもので率を算出し、各々の現場管理費を求め、現工事の現場管理費を控除したものの範囲内とする。

ア 調整の一般式は次のとおりとする。

$$A \leq (D \times \beta 1) - B \times \beta 2$$

A : 当該追加工事の現場管理費

B : 現工事の純工事費

D : 合算工事の対象額

$\beta 1$: Dに相当する「主たる工種」の現場管理費率

$\beta 2$: Bに相当する現工事の工種の現場管理費率

ただし、前記計算の場合にあって、Aが負数になる場合は零額とみなし、当該追加工事に関する現場管理費は計上しない。

また、Aが当該追加工事単独で積算された所要額よりも大きい場合は当該所要額とする。

イ 補正率が適用されている場合の一般式は次のとおりとする。

(ア) 現工事に補正があり、追加工事に補正がない場合

$$A \leq (D \times \beta 1 + B \times \gamma 1) - B \times (\beta 2 + \gamma 1)$$

$\gamma 1$: 現工事の現場管理費補正率

イ 現工事に補正がなく、当該追加工事に補正がある場合

$$A \leq (D \times \beta 1 + C \times \gamma 2) - B \times \beta 2$$

C : 当該追加工事の調整後の純工事費

$\gamma 2$: 当該追加工事の現場管理費補正率

ウ 現工事及び当該追加工事に補正がある場合

$$A \leq \{D \times (\beta 1 + \gamma 3)\} - B \times (\beta 2 + \gamma 1)$$

$\gamma 3$: Dに相当する現場管理費補正率

B、Cに対する $\gamma 1$ 、 $\gamma 2$ が各々異なる場合は純工事費による加重平均補正率を $\gamma 3$ とする。

ただし、前記計算の場合にあつて、Aが負数になる場合は零額とみなし、当該追加工事に関する現場管理費は計上しない。

また、Aが当該追加工事単独で積算された所要額よりも大きい場合は当該所要額とする。

ウ 施工地域を考慮した補正係数が適用されている場合の一般式は次のとおりとする。

$$A \leq (D \times \beta 1 + C \times \delta 1) - B \times \beta 2$$

A：当該追加工事の現場管理費等

B：現工事の純工事費

C：当該追加工事の調整後の純工事費

D：合算工事の対象額

$\beta 1$ ： $\beta ① \times S r ①$ ：Dに相当する主たる工種の補正後の現場管理費率（%）

なお、補正後の現場管理費率の値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

$\beta ①$ ：Dに相当する主たる工種の補正前の現場管理費率

ただし、現工事と追加工事の補正係数が異なる場合はBとCの加重平均による補正係数とする。

$$S r ① = \frac{B \times S r ② + C \times S r ③}{B + C}$$

$S r ①$ ：(B+C)に相当する主たる工種の補正係数

$S r ②$ ：Bに相当する現工事の工種の補正係数

$S r ③$ ：Cに相当する当該追加工事の工種の補正係数

なお、加重平均した補正係数値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

$\beta 2 = \beta ② \times S r ②$ ：Bに相当する現工事の工種の補正後の共通仮設費率（%）

なお、補正後の共通仮設費率の値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

$\beta ②$ ：Bに相当する現工事の工種の補正前の共通仮設費率

$\delta 1$ ：当該追加工事の現場管理費補正率（補正率が無い場合は0%とする。）

ただし、前記計算の場合にあつてAが負数になる場合は零額とみなし、追加工事に関する現場仮設費は計上しない。

また、Aが当該追加工事単独で積算された所要額よりも大きい場合は当該所要額とする。

6 一般管理費等の調整計算の方法

現工事と追加工事の工事原価を合算したもので率を算出し、各々の一般管理費を求め、現工事の一般管理費等を控除したものの範囲内とする。

$$A \leq (D \times \alpha 1 \times \delta 1) - B \times \alpha 2 \times \delta 2 + C \times \beta$$

A：当該追加工事の一般管理費等

B：現工事の工事原価（中止期間中の現場維持等の費用を含む）

C：当該追加工事の調整後の工事原価

D：合算工事の工事原価

$\alpha 1$ ：Dに相当する一般管理費等率

$\alpha 2$ ：Bに相当する現工事の一般管理費等率

β ：追加工事の契約保証に係る一般管理費等の補正值

$\delta 1$ ：前払金支出割合による補正係数

現工事と追加工事の前払金支出割合が異なる場合は、BとCの加重平均による前払金支出割合から求めた補正係数

$\delta 2$ ：現工事の前払金支出割合による補正係数

一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

7 旧基準で積算した工事に改正基準で積算した工事を追加する場合等の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について

(1) 現場管理費の調整計算の一般式

$$A \leq (D \times \beta 1) - B \times \beta 2$$

A：当該追加工事の現場管理費

B：現工事の純工事費

D：合算工事の純工事費

$\beta 1$ ：Dに相当する「主たる工種」の改正基準による現場管理費率

$\beta 2$ ：Bに相当する現工事の工種の改正基準による現場管理費率

なお、現場管理費率の補正率もしくは補正係数が適用されている工事においては、上記5に準拠して計算するものとする。

(2) 一般管理費等の調整計算の一般式

$$A \leq (D \times \alpha 1 \times \delta 1) - B \times \alpha 2 \times \delta 2 + C \times \beta$$

A：当該追加工事の一般管理費等

B：現工事の工事原価（中止期間中の現場維持等の費用を含む）

C：当該追加工事の調整後の工事原価

D：合算工事の工事原価

$\alpha 1$ ：Dに相当する改正基準による一般管理費等率

$\alpha 2$ ：Bに相当する改正基準による一般管理費等率

β ：追加工事の契約保証に係る一般管理費等の補正值

$\delta 1$ ：当該追加工事の前払金支出割合による補正係数

δ 2 : 現工事の前払金支出割合による補正係数

一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

(3) 設計変更について

旧基準により積算した工事の設計変更は、旧基準により積算するものとする。

(4) 共通仮設費

共通仮設費の積算にあっても上記現場管理費の取扱いと同様とする。

附 則

この要領は、平成24年10月1日から施行する。

この要領は、平成29年12月1日から施行する。